令和６年度

障害者雇用納付金制度
申告申請書
記入説明書

申告申請期間

常用雇用労働者の総数100人超の事業主の場合

令和６年４月１日～令和６年５月１５日

※申告申請期間を過ぎた申請に対しては、障害者雇用調整金等の支給はできません。

常用雇用労働者の総数100人以下の事業主の場合

令和６年４月１日～令和６年７月３１日

※申告申請期間を過ぎた申請に対しては、報奨金等の支給はできません。

申告申請書の作成及び提出は、インターネットによる「電子申告申請システム」をご活用ください。

○　画面の案内に従って月別の常用雇用労働者数や障害者の雇用状況等を入力すると、納付金額などが自動計算され、申告申請書を作成できます。
○　過年度に作成した申告申請データ（XMLファイル）を更新して使用できます。
○　事業所情報・雇用障害者情報をCSVファイルにより取り込むことが可能です。

納付金は令和６年４月１日以降、全納・延納により納付期限までに納付してください。

○　全納の場合　令和６年５月１５日まで
○　延納の場合　第１期：令和６年５月１５日まで　　第２期：令和６年７月３１日まで
　　第３期：令和６年１２月２日まで

納付金の納付は「ペイジー」をご活用ください。

（取扱金融機関等についてはP60を参照ください。）

○　ペイジーなら金融機関の窓口に並ぶ必要がありません。
○　ペイジーでの納付の手数料は無料です。
○　現在ご利用の金融機関のネットバンキングからペイジーで納付できます。

支給金は令和６年10月から12月末までの間に支給します。

なお、年度中途で廃止した事業主に対しては、申請書の受理から3か月以内に支給します。

※納付金等の申告申請に関する重要なお知らせは当機構ホームページに掲載します。
https://www.jeed.go.jp/

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。